

# 神戸大学医学部附属病院立体駐車場施設整備等事業

## 募 集 要 項

平成15年8月4日

神 戸 大 学

## 目次

1 . 募集要項の定義	1
2 . 対象事業の概要等	2
( 1 ) 公表日	2
( 2 ) 契約担当官等	2
( 3 ) 担当部局	2
( 4 ) 事業内容	2
( 5 ) 土地の使用等について	4
( 6 ) 事業に必要と想定される根拠法令等	5
( 7 ) 事業スケジュール	6
3 . 事業者の選定方法	7
4 . 応募に関する条件等	8
( 1 ) 応募者の備えるべき参加資格	8
( 2 ) 応募に関する留意事項	11
5 . 事業者の選定手続き	14
( 1 ) 提案書類提出の手続き	14
( 2 ) 事業者の選定	17
6 . 事業契約に関する事項	19
( 1 ) 契約手続き	19
( 2 ) 基本協定書の締結	19
( 3 ) 特別目的会社 ( S P C ) の設立	19
( 4 ) 事業契約の締結	19
( 5 ) 選定事業者の権利義務等に関する制限	19
( 6 ) 大学と選定事業者の責任分担	20
( 7 ) 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	20
( 8 ) 事業者が付保する保険	21
( 9 ) 本件事業以外の業務で、本件事業に直接関連する業務に関する契約 を本件事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無	21
7 . 事業実施に関する事項	22
( 1 ) 誠実な業務遂行事務	22
( 2 ) 事業期間中の事業者と大学の関わり	22
( 3 ) 業務内容	22
( 4 ) 大学によるモニタリング	22

( 5 ) 日本政策投資銀行の融資等の取扱いについて	23
8 . その他	25
( 1 ) 事業の終了	25
( 2 ) 情報の提供	25
( 3 ) 事業契約に違反した場合等の取扱い	25
( 4 ) 特定事業の選定の取消し	25
( 5 ) 苦情申立て	25
9 . 提出書類	26
( 1 ) 参加資格確認申請時の提出書類	26
( 2 ) 参加辞退時の提出書類	26
( 3 ) 提案書類提出時の提出書類	26
10 . 付属資料	29
資料 1 要求水準書	
資料 2 事業者選定基準	
資料 3 事業契約書 ( 案 )	
資料 4 基本協定書 ( 案 )	
資料 5 様式集	

## 1. 募集要項の定義

この募集要項（以下「本件募集要項」という。）は、神戸大学（以下「大学」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号改正平成 13 年法律第 151 号、以下「PFI 法」という。）に基づき、特定事業として選定した「神戸大学医学部附属病院立体駐車場施設整備等事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を募集及び選定するにあたり、応募者を対象に交付するものである。事業の基本的な考え方については、平成 14 年 12 月 2 日に公表した実施方針（添付資料を含む。以下「実施方針等」という。）と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針に関する質問・回答及び意見・提案を反映している。したがって、応募者は本件募集要項の内容を踏まえ、応募に必要な提案書類を提出すること。

また、別添「神戸大学医学部附属病院立体駐車場施設整備等事業 要求水準書」（以下「要求水準書」という。）、「神戸大学医学部附属病院立体駐車場施設整備等事業 事業契約書（案）」（以下「事業契約書（案）」という。）、「神戸大学医学部附属病院立体駐車場施設整備等事業 基本協定書（案）」（以下「基本協定書（案）」という。）、「神戸大学医学部附属病院立体駐車場施設整備等事業 事業者選定基準」（以下「事業者選定基準」という。）及び「神戸大学医学部附属病院立体駐車場施設整備等事業 様式集」（以下「様式集」という。）は、本件募集要項と一体のもの（以下「募集要項等」という。）である。

なお、募集要項等と実施方針等及び実施方針に関する質問・回答に相違のある場合は、募集要項等の規定内容を優先するものとする。また、募集要項等に記載がない事項については、実施方針に関する質問・回答及び募集要項等に関する質問・回答によることとする。

## 2. 対象事業の概要等

### (1) 公表日

平成 15 年 5 月 13 日

### (2) 契約担当官等

契約担当官

神戸大学事務局長 阪内 宏一

### (3) 担当部局

神戸大学施設部企画課

兵庫県神戸市灘区六甲台町 1-1

電話 078-803-5172

ファックス 078-803-5490

メールアドレス kikaku@ofc.kobe-u.ac.jp

ホームページ <http://www.kobe-u.ac.jp/news/j-topic.html>

### (4) 事業内容

#### 1) 事業名称

神戸大学医学部附属病院立体駐車場施設整備等事業

#### 2) 公共施設等の種類

立体駐車場施設

#### 3) 事業場所

兵庫県神戸市中央区楠町 7-5-2

神戸大学医学部附属病院（以下「本院」という。）構内

#### 4) 事業期間

契約締結日から平成 31 年 3 月まで

#### 5) 事業概要

本事業は、PFI 法に基づき、選定事業者が当該施設を設計、建設し、事業期間が終了するまでの期間施設を所有し、維持管理・運營業務を遂行した後、公共施設の管理者等である大学に所有権を無償で移転する方式（BOT（Built, Operate, Transfer））により実施する。

本事業は、選定事業者が負担する施設の設計、建設、維持管理及び運営等に係る費用を駐車整理料により賄うものであり、大学は、本事業に係る費用の一切を負担するものではない。

## 6) 公共施設等の立地条件及び規模

### 立地に関する事項

項目	概要	
事業計画地	兵庫県神戸市中央区楠町 7-5-2	
全体敷地面積	42,397.77 m <sup>2</sup>	
事業実施敷地面積	4,251.56 m <sup>2</sup>	
敷地前面道路	北側	市道 / 現況幅員 8.5m
	東側	市道 / 現況幅員 15.0m
	西側	国道 / 現況幅員 25.0m
	南側	市道 / 現況幅員 18.0m
用途地域	第2種住居地域	
高度地区	第5種高度地区	
防火・準防火	準防火地域	
その他地域地区	震災復興促進区域、宅地造成工事規制区域 神戸駅大倉山都市景観形成地域、埋蔵文化財包蔵地	
日影規制	4時間・2.5時間(測定面 4.0m)	
建ぺい率	60%	
容積率	300%	

### 施設に関する事項

施設の概要は以下のとおりである。詳細は要求水準書を参照のこと。

項目	概要
駐車場の形式	自走式立体駐車場
駐車台数	乗用車 350 台以上
規模・構造	3階建以下・耐火建築物

## 7) 事業の範囲

### 施設の設計

- ・事前調査(地質調査を含む)及びその関連業務
- ・施設及びこれに附帯する工作物その他施設に係る設計(基本設計、実施設計)
- ・建設工事開始までに必要な関連手続き(各種申請業務等)

### 施設の建設

- ・施設及びこれに附帯する工作物その他施設に係る建設
- ・工事監理
- ・近隣対応・対策
- ・電波障害調査・対策
- ・施設運用開始までに必要な関連手続き(各種申請業務等)

### 施設の維持管理

- ・建物保守管理業務

- ・設備保守管理業務
- ・清掃業務
- ・植栽・外構維持管理業務
- ・廃棄物処理業務  
施設の運営
- ・自動車整理業務
- ・駐車整理料徴収業務
- ・安全管理業務

その他これらを実施する上で必要な関連業務

#### 8) 駐車整理料について

##### 駐車整理料の設定

- ・駐車整理料は、事業者が提案する駐車整理料をもって事業契約書に料金を設定するものとする。
- ・駐車整理料は、周辺の公的駐車場等と同水準もしくはそれ以下の水準とし、公共福祉の観点から割引料金等に配慮した料金とする。特に、外来患者・入院患者及びその付き添いの者に対しては、一定時間は無料若しくは低廉な料金とすることを期待する。
- ・本院の特性及び利用者の駐車場需要の特性に応じた、多様性のある課金システムとする。
- ・時間帯による可変料金の設定、回数券、定期券、プリペイドカードの発行等については事業者の提案に委ねるものとする。

##### 駐車整理料の改定

- ・事業者は、事業契約書に設定した料金以下の駐車整理料で事業を運営するものとするが、社会情勢の変化等により上限に変更が必要となった場合、駐車整理料を改定することができる。
- ・なお、駐車整理料の改定に当たっては、料金及び改定時期について、事前に本施設管理担当者に通知し、大学との協議の上、大学の承認を得るものとする。

#### 9) 附帯事業について

事業者は、本院及び本施設の設置目的を損なわない範囲で、本施設利用者に対するサービス提供の一環として、前記7)の業務とは別に以下の附帯事業を実施することができる。なお、いずれも事前に大学の承認を得ることとする。

- ・物販 : 自動販売機によるものに限る。ただし、アルコール及び煙草の販売は認めない。
- ・広告・宣伝 : 医療関係の物品・サービス等に関連するもので、本施設内に掲示・設置するものに限る。

#### (5) 土地の使用等について

本事業の土地の使用等については以下のとおりである。

- ・本施設に係る敷地は国有地であり、財産の区分は行政財産である。
- ・本事業に係る敷地については、「国有資産等所在市町村交付金法」(昭和 31 年法律第 82 号、以下「市町村交付金法」という。)により国及び大学以外の者が使用する場合、国は当該敷地の所在する神戸市に対して、国有資産等所在市町村交付金(以下「市町村交付金」という。)を交付することになる。
- ・本事業においては、かかる市町村交付金は事業者が負担するものとし、事業者が本事業に係る敷地の貸付料として市町村交付金相当額を大学に支払い、これを国が神戸市に交付するものとする。
- ・貸付料は、市町村交付金法第 3 条に規定される、国が市町村交付金として交付すべき金額と同額とし、以下の算式で求めることとする。

$$\text{貸付料} = [\text{事業実施敷地の交付金算定標準額}] \times 0.014$$

- ・9の提出書類の作成に当たっては、事業実施敷地の交付金算定標準額は 14,700 千円を使用すること。

$$\begin{aligned} \text{交付金算定標準額} &= 247,000 \text{ 円} / \text{m}^2 \times 4,251.56 \text{ m}^2 && 1,050,000,000 \text{ 円} \\ \text{年間貸付料} &= 1,050,000,000 \text{ 円} \times 0.014 && = 14,700,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

- ・なお、国立大学の法人化に伴い、現在、市町村交付金の交付対象となる固定資産に対しては、市町村交付金に替わって固定資産税が課税される予定であり、この場合、上記貸付料は固定資産税相当額とする。

#### (6) 事業に必要と想定される根拠法令等

本業務の実施に当たっては、提案内容に応じて関連する関係法令及びその関連施行令、施行規則、条例、規則、要綱等を遵守する。

- ・都市計画法
- ・建築基準法
- ・駐車場法
- ・消防法
- ・財政法
- ・会計法
- ・国有財産法
- ・文化財保護法
- ・高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律(ハートビル法)
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネルギー法)
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・建築物に附置すべき駐車施設に関する条例(神戸市駐車場附置義務条例)

・その他関連法令、条例等

(7) 事業スケジュール

次のスケジュールで本事業を行う。

スケジュール(予定)	内 容
平成 15 年 5 月 13 日	募集要項の公表
平成 15 年 5 月 19 日	募集要項に関する説明会・現地説明会
平成 15 年 5 月 13 日～ 6 月 2 日	募集要項に関する質問受付
平成 15 年 7 月 7 日	募集要項に関する質問・回答公表
平成 15 年 8 月 5 日～ 8 月 13 日	参加表明書の受付
平成 15 年 8 月 25 日	第一次審査結果の通知
平成 15 年 10 月 15 日～ 10 月 21 日	提出書類の受付
平成 15 年 11 月	提出書類に関するヒアリング
平成 15 年 12 月	選定事業者の選定及び公表
平成 16 年 1 月	基本協定の締結
平成 16 年 4 月	事業契約の締結
平成 16 年 4 月～ 11 月	設計・建設期間
平成 16 年 12 月～平成 31 年 3 月	維持管理・運営期間

### 3 . 事業者の選定方法

本事業は、設計・建設段階から維持管理段階の各業務を通じて、選定事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、本事業を実施する事業者の選定に当たっては、事業運営能力、建設・維持管理能力等その他の条件により選定を行う。

事業者の選定は、二段階により実施し、第一段階は資格審査（1次審査）、第二段階は提案内容審査（2次審査）を行う。

## 4 . 応募に関する条件等

### ( 1 ) 応募者の備えるべき参加資格

#### 1 ) 応募者の構成等

応募者の構成等については、以下のとおりとする。

応募者は、単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。

応募者は、応募企業又は応募グループの構成員が本事業の遂行上果たす役割を明らかにするとともに、応募グループで申し込む場合には、参加資格確認申請書及び参加資格確認資料（以下「参加資格確認申請書等」という。）の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うとともに対応窓口となること。

応募者は、応募企業又は応募グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）についても、参加資格確認申請書等提出時において協力会社として明記すること。

#### 2 ) 応募企業、構成員及び協力会社に共通の参加要件

応募企業、応募グループの構成員又は協力会社のいずれも、以下の要件を満たすこと。

予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号、以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

予決令第 72 条に規定する資格を有する者であること。ただし、設計及び工事監理に当たる者は、3 ) （ア）及び（ア）に示す「平成 14・15 年度設計・コンサルティング業務」の有資格業者に登録されている者であること。

会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づき更正手続き開始の申立をした者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続きの開始の申立をした者にあつては、手続き開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

参加資格確認申請書等の提出期限から選定事業者の選定が終了するまでの期間に、当該契約担当官から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成 6 年 5 月 17 日付け文施指第 83 号文教施設部長通知）に基づく指名停止、「契約事務の適正な執行について（平成 13 年 1 月 6 日付け 12 文科会第 108 号会計課長通知）」別添四記第 7 物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領に基づく取引停止措置を受けていないこと。

大学が本事業について、アドバイザー業務を委託した株式会社 U F J 総合研究所並びに株式会社 U F J 総合研究所が本アドバイザー業務において提携関係にある株式会社佐藤総合計画及び楠田法律事務所、又はこれらのものと資本金若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、「資本金面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を

しているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

応募企業、あるいは応募グループの構成員及び協力会社のいずれかが、他の応募企業、応募グループの構成員又は協力会社として参加していないこと。

ただし、駐車場管制機器・装置の製造及び維持管理を行う者については、ある応募グループの構成員又は協力会社になっている場合であっても、他のグループの協力会社となることを認める。

審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

### 3) 各業務に当たる者の資格等要件

応募企業、応募グループの構成員及び協力会社のうち設計、建設、維持管理及び運営の各業務に当たる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができることとし、また、同一業務を複数の者で実施する場合もその全ての要件を満たすこと。ただし、工事監理業務と建設業務については、兼務することはできない。また、資本面若しくは人事面において関連がある場合も同様とする。

設計に当たる者は次の要件を満たすこと。

(ア) 文部科学省において平成 14・15 年度設計・コンサルティング業務の名簿又は平成 15・16 年度設計・コンサルティング業務に係る有資格者として登録されている者であること。

(イ) 経営状況が健全であること。

なお、「経営状況が健全であること」とは、手形交換所による取引停止処分及び主要取引先から取引停止を受けていないこと並びに経営状態が著しく不健全でないことをいう。

(ウ) 不正又は不誠実な行為がないこと。

(エ) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(オ) 平成 5 年度以降に、担当者(相当程度の責任をもって業務に従事した者)として、自走式立体駐車場又は下記に示す規模及び構造の建築物(駐車場に限らない)の設計業務に従事し、完了した経験を有する総括技術者及び主任技術者を専任で配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。

[規模] 地上 3 階建以上

[構造] S 造、SRC 造又は RC 造

工事監理に当たる者(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 5 条の 4 第 2 項の規定に基づき設置するものとする。)は次の要件を満たすこと。

(ア) 上記 3) (ア)に同じ。

- (イ) 上記 3) (イ) に同じ。  
 (ウ) 上記 3) (ウ) に同じ。  
 (エ) 上記 3) (エ) に同じ。  
 (オ) 平成 5 年度以降に、担当者(相当程度の責任をもって業務に従事した者)として、自走式立体駐車場又は下記に示す規模及び構造の建築物の工事監理業務に従事し、完了した経験を有する者を建築工事・設備工事にそれぞれ専任で配置できること。  
 [規模] 地上 3 階建以上  
 [構造] S 造、SRC 造又は RC 造

建設に当たる者は次の要件を満たすこと

- (ア) 文部科学省において一般競争参加者の資格を有し、各工事において、一般競争参加者の資格第 1 章第 4 条で定めるところにより算定した点数(一般競争(指名競争)参加資格認定通知書の記 2 の点数)が次の点数以上であること。

建築一式工事	1050 点
電気工事	950 点
管工事	950 点

なお、複数の工事を同一の企業が実施することは、差し支えない。

また、各工事を複数の企業が共同して実施することは差し支えない。ただしこの場合においては、共同して工事を実施するすべての応募企業又は応募グループの構成員及び協力会社が上記を満たすものとする。

- (イ) 提案内容に対応する建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の許可業種につき許可を有して営業年数が 5 年以上ある者であること。

ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が 5 年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

- (ウ) 平成 5 年度以降に、元請として完成・引渡し完了した自走式立体駐車場又は下記に示す規模及び構造の建築物の新営工事を施工した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。)なお、複数の建設企業が工事を共同して施工する場合にあっては、そのうち 1 者が当該施工実績を有すれば良いものとする。

[規模] 地上 3 階建以上  
 [構造] S 造、SRC 造又は RC 造

- (エ) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、複数の建設企業が工事を共同して行う場合にあっては、そのうち 1 者が(工区等に分担して行う場合にあっては、それぞれの工区等ごとに 1 者が)下記の技術者を配置できること。

a 建築工事

一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士、又はこれらと

同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

b 電気設備工事

一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を電気・電子部門とするものに合格した者）の資格を有する者、又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

c 機械設備工事

一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「冷暖房及び冷凍機械」とするものに限る。）水道部門又は衛生工学部門とするものに合格した者）の資格を有する者、又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

d 平成5年度以降に、元請として完成・引渡し完了した上記3）（ウ）に掲げる工事の経験を有する者であること。

e 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有する者であること。

維持管理に当たる者は次の要件を満たすこと

(ア) 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において平成15年度に近畿地域の「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。

(イ) 本施設の維持管理業務を実施するに必要とする資格を有する者であること。

(ウ) 平成5年度以降に、上記2（4）7）に示す本施設の維持管理業務と同種業務（駐車場に限らない）の維持管理業務実績があること。

運営に当たる者は次の要件を満たすこと

(ア) 本施設の運営業務を実施するに必要とする資格を有する者であること。

(イ) 平成5年度以降に、上記2（4）7）に示す本施設の運営業務と同種業務の運営業務実績があること。

4) 応募グループの構成員の変更等

参加資格確認申請書等により参加の意思を表明した応募者の構成員及び協力会社の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合（指名停止等に該当する場合は除く。）は、大学と協議を行うこととする。協議の結果、大学が妥当と認めた場合には、応募者の代表企業以外の構成員及び協力会社を、参加資格の確認を受けた上で提出書類の提出期限までに変更及び追加することができるものとする。

(2) 応募に関する留意事項

1) 使用言語及び単位、時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

2) 募集要項の承諾

応募者は、参加資格確認申請書等の提出をもって、本件募集要項の記載内容を承諾したものとす。

3) 費用負担

応募に関し必要な費用は、すべて応募者の負担とする。

4) 契約保証金

本事業に係る契約保証金は免除する。

ただし、選定事業者は、建設工事の履行を確保するため、本施設の設計及び建設工事に係る請負契約締結の日から本施設の建設期間中、建設工事に相当する金額（設計費及び工事監理費を含む。）の100分の10以上について、選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、速やかに当該履行保証保険契約に係る保険証書を契約担当官神戸大学事務局長に提出すること。なお、選定事業者を被保険者とする保険金請求権に、選定事業者の負担により、事業契約に定める違約金支払債務を被担保債務とする質権を契約担当官神戸大学事務局長のために設定するものとする。

5) 参加資格確認申請書等の取扱い

契約担当官は、提出された参加資格確認申請書等を参加資格の審査以外に応募者に無断で使用しない。

提出された参加資格確認申請書等は返却しない。

参加資格確認申請書等の変更等の禁止

提出された参加資格確認申請書等の変更、差し替え若しくは再提出は原則として認めない。

なお、例外的に、契約担当官が提出された参加資格確認申請書等の差し替え若しくは再提出を指示した場合であっても、参加資格確認申請書等の提出期限以降の差し替え若しくは再提出は認めない。

6) 提案書類の取扱い

著作権

応募者から提出された提案書類の著作権は、応募者に帰属する。

また、応募者から提出された資料は、事業者の選定に関わる公表以外に応募者に無断で使用しない。

なお、提案書類は応募者に返却しない。

特許権等

応募者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国

の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

7) 大学からの提示資料の取扱い

大学が提供する資料は、本事業応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

8) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことはできない。

9) 提案書類の変更等の禁止

提案書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。

10) 虚偽の記載をした場合

応募者が提出書類に虚偽の記載をした場合は応募を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、所要の措置を講じることがある。

## 5. 事業者の選定手続き

### (1) 提案書類提出の手続き

提案書類提出に関する手続きは以下のとおりである。

#### 1) 募集要項に関する説明会

下記のとおり、本件募集要項に関する説明会を開催する。説明会への参加希望者は、平成 15 年 5 月 15 日(木)午後 5 時までに、様式集・様式 1 を使用して、参加申込書を電子メール又はファックスにて申し込むこと。

開催日時 平成 15 年 5 月 19 日(月)午後 2 時から  
開催場所 兵庫県神戸市中央区楠町 7-5-2  
神戸大学医学部附属病院 神緑会館多目的ホール  
申込先 神戸大学施設部企画課  
メールアドレス kikaku@ofc.kobe-u.ac.jp  
ファックス 078-803-5490  
当日連絡先 神戸大学施設部企画課  
電話 078-803-5172

#### 2) 現地見学会

希望者を対象に、下記のとおり、現地見学会を開催する。現地見学会への参加希望者は、平成 15 年 5 月 15 日(木)午後 5 時までに、様式集・様式 1 を使用して、参加申込書を電子メール又はファックスにて申し込むこと。

開催日時 平成 15 年 5 月 19 日(月)午後 3 時から  
開催場所 兵庫県神戸市中央区楠町 7-5-2  
神戸大学医学部附属病院 外来用駐車場  
申込先 神戸大学施設部企画課  
メールアドレス kikaku@ofc.kobe-u.ac.jp  
ファックス 078-803-5490  
当日連絡先 神戸大学施設部企画課  
電話 078-803-5172

#### 3) 募集要項に関する質問の受付

本件募集要項の内容に関して質問がある場合は、以下の要領にて提出すること。

受付期間 平成 15 年 5 月 13 日(火)から平成 15 年 6 月 2 日(月)午後 5 時まで。  
提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、様式集・様式 2 に記入の上、神戸大学施設部企画課(2(3)参照)まで、電子メールでファイル添付にて提出のこと。  
メールアドレス kikaku@ofc.kobe-u.ac.jp  
回答の公表 質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質

問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると大学が認めるものを除き公表する。

質問への回答日 平成 15 年 7 月 7 日 (月)

質問への回答場所 文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室のホームページ、神戸大学のホームページ及び大学の掲示板

ホームページ (文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室)

<http://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/MF000.asp?BT=N>

ホームページ (神戸大学)

<http://www.kobe-u.ac.jp/news/j-topic.html>

#### 4) 参加資格申請書等の提出

参加希望者は、上記 4 ( 1 ) に掲げる要件 ( 以下「参加資格」という。 ) を満たすことを証明するため、次に従い、参加資格確認申請書等を提出し、契約担当官から参加資格の有無について確認を受けなければならない。上記 4 ( 1 ) 3 ) の ( ア ) ( ア )

( ア ) 及び ( ア ) に掲げる「一般競争参加資格」を有していない者も提案書類の提出のときにおいて上記 4 ( 1 ) 3 ) の ( ア ) ( ア ) ( ア ) 及び ( ア ) に掲げる事項を満たしていることを条件として参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が参加するためには、提案書類の提出のときにおいて上記 4 ( 1 ) 3 ) の ( ア ) ( ア ) ( ア ) 及び ( ア ) に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに参加資格確認申請書等を提出しない者並びに参加資格が無いと認められた者は応募することができない。

参加資格確認申請書等の提出書類は、様式集・様式 3 から様式 1 5 により作成すること。

提出期間 平成 15 年 8 月 5 日 ( 火 ) から平成 15 年 8 月 13 日 ( 水 ) までの土曜日、日曜日及び祝休日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで。

提出場所 神戸大学施設部企画課 ( 2 ( 3 ) 参照のこと。 )

その他 参加資格確認申請書等の提出は、提出場所へ持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

#### 5) 参加資格の確認後の取扱い

参加資格を有するとの確認を受けた応募企業、あるいは応募グループの構成員又は協力会社のいずれかが、提案書類の提出日において上記 4 ( 1 ) 2 ) 及び 3 ) に定める要件の一つでも満たさない場合 ( 以下「指名停止等に該当する場合」という ) には、参加資格がない者に該当するので、当該応募企業あるいは当該応募グループの参加は認められない。

#### 6) 参加資格の審査結果の通知

参加資格の審査結果の通知は、参加資格審査申請を行った者に対して、書面により平成 15 年 8 月 25 日 ( 月 ) までに発送する。応募グループの場合は、代表企業に発送

するとともに、併せて、提案受付番号を通知する。

#### 7) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格の審査の結果、参加資格がないと認められた者は、契約担当官に対して参加資格がないと認められた理由について、次に従い書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

提出期間 平成 15 年 8 月 26 日（火）から平成 15 年 9 月 3 日（水）までの土曜日、日曜日及び祝休日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで。

提出場所 神戸大学施設部企画課（2（3）参照のこと。）

その他 参加資格確認申請書等の提出は、提出場所へ持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

契約担当官は、説明を求められたときは、平成 15 年 9 月 16 日（火）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

#### 8) 提案書類の提出

参加資格の審査に合格した応募者は提案審査に必要な書類を以下の要領にて提出する。提案書類は、持参又は郵送することとし、電送による提出は認めない。なお、郵送による場合は、必ず「配達記録郵便」とすること。

提出期間 平成 15 年 10 月 15 日（水）から平成 15 年 10 月 21 日（火）までの土曜日、日曜日及び祝休日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで。

提出場所 神戸大学施設部企画課（2（3）参照のこと。）

#### 9) 提案内容に関するヒアリング等の実施

最優秀提案を選定するため、応募者に対し、必要に応じて当該提案の内容に関するヒアリング等を実施することがある。これに該当する場合には、後日、実施時期及び開催場所を連絡する。

#### 10) 優先交渉権者の選定

別添事業者選定基準に基づき、提案内容を 5（2）2）の審査委員会が多方面から総合的に審査し最優秀提案を選定する。大学は、審査委員会による審査結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者の選定を行うものとする。

#### 11) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、優先交渉権の選定後、速やかに応募者に文書にて通知する。電話等による問い合わせには応じない。また、選定結果は、審査委員会による審査結果とあわせて文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室のホームページ及び神戸大学のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

なお、PFI 法第 8 条に規定する客観的評価については、事業者と基本協定書を締結後に公表する。

ホームページ（文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室）

<http://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/MF000.asp?BT=N>

ホームページ（神戸大学）

<http://www.kobe-u.ac.jp/news/j-topic.html>

## 12) 参加の辞退

参加資格確認申請書等を提出した応募者で、事業への参加ならびに提案書類の提出を辞退する時には、参加辞退届（様式集・様式16）を神戸大学施設部企画課（2（3）参照のこと。）宛てに提出すること。なお、郵送による場合は、必ず「配達記録郵便」とすること。

## (2) 事業者の選定

### 1) 事業者の選定方法

本事業の事業者の選定は、応募者の提案内容を総合的に審査して、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者として選定する方式により行う。

### 2) 審査委員会の設置

審査に際しては、学識経験者等及び大学教職員で構成する神戸大学医学部附属病院立体駐車場施設整備等事業提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。審査委員会は、事業者の選定基準に関する審議並びに提出された提案書類の審査及び優秀提案の選定を行う。

審査委員会は、委員長以下、下記のとおり構成される。

なお、審査委員会の審査は非公開とする。

	氏名	所属等
委員長	丸谷 冷史	神戸大学経済学研究科教授
委員	内田 直樹	神戸大学工学部建設学科教授
	黒田 勝彦	神戸大学工学部建設学科教授
	水谷 文俊	神戸大学経営学研究科教授
	鈴木 恵一	日本政策投資銀行関西支店企画調査課長
	松本 欣也	神戸大学医学部事務部長
	盛本 力	神戸大学経理部長
	中西 勉	神戸大学施設部長

### 3) 審査の方法

別添事業者選定基準に従って、審査委員会にて提案書類の審査を行う。提案内容を総合的に評価し、大学にとって最も優れた提案を行った者を選定する。

### 4) 審査項目等

審査項目は以下のとおりであるが、具体的な内容は事業者選定基準による。

#### 基礎審査

基礎審査では、審査委員会において、下記計画について、応募者の提案内容が大学の要求する最低限の要件を全て満たしていることを確認する。

- (ア) 事業計画に係る事項
- (イ) 施設整備計画に係る事項
- (ウ) 維持管理・運営計画に係る事項

#### 定量的審査

定量的審査では、審査委員会において、下記項目について審査し得点化する。評価に基づく各項目の得点の合計により最も優秀な提案を選定する。

なお、審査の過程においてヒアリング等を実施することがある。

- (ア) 事業計画に係る事項
- (イ) 施設整備計画に係る事項
- (ウ) 維持管理・運営計画に係る事項

#### 5) 審査委員会事務局

審査委員会の事務局は、神戸大学施設部企画課(2(3)参照のこと。)とする。

## 6. 事業契約に関する事項

### (1) 契約手続き

- 1) 優先交渉権者と大学は、事業に関する基本協定を締結する。
- 2) 優先交渉権者は、6(3)に記載している特別目的会社(SPC)を設立し、大学は、当該特別目的会社と事業契約を締結する。
- 3) 優先交渉権者が基本協定を締結しない場合、あるいは特別目的会社が事業契約を締結しない場合は、大学は、審査委員会で選定された次点交渉権者と協議を行う。

### (2) 基本協定書の締結

優先交渉権者は、大学を相手方として、別添基本協定書(案)に基づき、基本協定を締結しなければならない。基本協定書において、優先交渉権者が特別目的会社を設立すること、優先交渉権者の各構成員の本事業の実施における役割等を定める。

### (3) 特別目的会社(SPC)の設立

優先交渉権者は、本事業を実施するため、商法(明治32年法律第48号)に定める株式会社として特別目的会社を事業契約締結の時までに設立するものとする。

なお、応募企業又は応募グループの構成員は、当該会社に対して出資するものとする。その出資比率の合計は、全体の50%を超えるものとする。

全ての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

### (4) 事業契約の締結

大学は、優先交渉権者と契約に関する協議を行う。優先交渉権者は、SPCの設立後速やかに、大学を相手方として別添事業契約書(案)により事業契約を締結しなければならない。事業契約書において、事業者が遂行すべき設計業務、工事監理業務、建設業務、維持管理業務及び運営業務に関する業務内容等を定める。

事業契約書締結に係る優先交渉権者(事業者)の弁護士費用、印紙代等は、優先交渉権者(事業者)の負担とする。

### (5) 選定事業者の権利義務等に関する制限

#### 1) 選定事業者の事業契約上の地位の譲渡等

大学の事前の承諾がある場合を除き、選定事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

#### 2) 特別目的会社の株式の譲渡・担保提供等

本事業を遂行するため設立された特別目的会社に出資を行った応募企業又は応募グループの構成員は、本事業が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の

処分を行ってはならない。

### 3) 債権の譲渡

選定事業者が、大学に対して有する神戸大学医学部附属病院立体駐車場施設の設計、建設、維持管理及び運営の各業務等、本事業実施に係る債権は、大学の承諾がなければ譲渡することができない。

### 4) 債権への質権設定及び債権の担保提供

選定事業者が、大学に対して有する神戸大学医学部附属病院立体駐車場施設の設計、建設、維持管理及び運営の各業務等、本事業実施に係る債権に対する質権の設定及びこれの担保提供は、大学の承諾がなければ行うことができない。

## (6) 大学と選定事業者の責任分担

### 1) 責任分担の基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正に責任を分担することによって、より質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の設計、建設、維持管理及び運営の責任は原則として選定事業者が負うこととする。ただし、大学が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、大学が責任を負うこととする。

### 2) 予想される責任と責任分担

大学と選定事業者の責任分担は、原則として「事業契約書(案)」によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。リスク分担の程度や具体的内容については、「事業契約書(案)」に示すが、「事業契約書(案)」に示されていない場合は、双方の協議により定めるものとする。

特に、法令変更等により事業者の収益に重大な影響が及ぶなど、本事業の継続に支障をきたすような事象が発生した場合、下記の方法を講じることにより本事業を継続することを原則とする。

法令変更又は不可抗力に起因して生じた追加費用又は増加費用に相当する額を回収するための期間として、契約期間を延長する。

自動車整理業務の対象等、募集要項等に定める本事業の内容を見直す。

## (7) 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、法制上及び税制上の措置は想定していない。なお、今後、法制や税制の改正により措置が可能となる場合には、可能な範囲で大学は必要な協力を行う。

### 2) 財政上及び金融上の措置に関する事項

現時点では、財政上の措置は想定していない。ただし、選定事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援をうけることができる可能性がある場合には、大学はこれらの支援を事業者が受けることができるよう可能な範囲で必要な協力を行う。

( 8 ) 事業者が付保する保険

事業者は、事業契約書(案)別紙 8 に示す保険を付保するものとする。

( 9 ) 本件事業以外の業務で、本件事業に直接関連する業務に関する契約を本件事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無  
無。

## 7. 事業実施に関する事項

### (1) 誠実な業務遂行事務

選定事業者は、提案書類及び事業契約書に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

### (2) 事業期間中の事業者と大学の関わり

- 1) 本事業は、選定事業者の責任において実施される。また、大学は事業契約書に定められた方法により、事業実施状況の確認を行う。
- 2) 大学は原則として選定事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて大学と建設会社等との間で直接連絡調整等を行う場合がある。この場合において、大学と建設会社等との間で直接連絡調整を行った事項については選定事業者に報告する。
- 3) 事業の継続性を出来るだけ確保する目的で、大学は、事業者に対し資金提供を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。
- 4) 国立大学の法人化は、平成 14 年 6 月 25 日の『「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」について』の閣議決定において、平成 16 年度を目途に開始するとされている。
- 5) 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、大学と選定事業者は誠意をもって協議する。

### (3) 業務内容

#### 1) 業務内容

設計、建設、維持管理及び運営の各業務については、事業契約書(案)及び要求水準書による。

#### 2) 業務の委託

選定事業者は 1) に示した業務を、あらかじめ大学の承諾を得た上で、第三者に委託することができる。

### (4) 大学によるモニタリング

大学は、選定事業者が定められた業務を確実に実施し、事業契約に規定した要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、選定事業者の財務状況を把握するため、以下の監視を行う。

なお、維持管理・運營業務について、要求水準を達成していないと認められる場合、大学は、選定事業者に改善勧告を行う。詳細は、事業契約書(案)を参照のこと。

#### 1) 本事業の実施状況の確認

大学は、本事業の各段階において、事業契約書の定めるところにより、定期的に確認を行う。また、定期的に行う確認のほか、大学が必要と認める場合には、随時確認を行う。

なお、確認に要する費用は、選定事業者側に発生する費用を除き大学の負担とする。

#### 基本設計・実施設計時

選定事業者は、定期的に大学に報告を行うとともに、基本設計及び実施設計完了時に要求水準に適合していることが確認できる設計図書を大学に提出し、内容の確認を受ける。

#### 建築確認申請時

選定事業者は、建築基準法に基づく建築確認の書類作成を行い、建築確認の申請を行うとともに、大学に事前説明及び事後報告を行う。

#### 工事施工時

選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、選定事業者を通じ、工事監理者に工事監理の状況を大学に毎月報告させる。また、選定事業者は、大学が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の説明を行わなければならない。ただし、大学が工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の説明を受けたことによって、施工に起因する瑕疵の責任は大学に移転されないものとする。

#### 工事完成時

選定事業者は、施工記録を用意して、現場で大学の確認を受ける。ただし、大学が施工記録の確認を行ったことによって、施工に起因する瑕疵の責任は大学に移転されないものとする。

#### 施設供用開始後

大学は、施設供用開始後、定期的に維持管理・運営業務のモニタリングを行う。

### 2) 維持管理・運営期間中の業務水準低下に対する措置

モニタリングを行い、施設の維持管理・運営状況について「要求水準書」で定められた要求水準が満たされていない場合は、是正勧告その他の措置を取るものとする。

### 3) 財務書類の提出

選定事業者は、毎事業年度、当該事業年度の財務書類（商法第 281 条第 1 項に規定する計算書類）を作成し、自己の費用をもって公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、監査報告書とともに毎事業年度経過後 3 ヶ月以内に大学に提出する。また、大学は、請求があった場合には、当該財務書類を公開できるものとする。

### 4) モニタリング費用の負担

上記モニタリングに要する費用は選定事業者の負担とする。ただし、大学が独自に行うモニタリングに要する費用は、大学が負担する。

### (5) 日本政策投資銀行の融資等の取扱いについて

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（無利子融資、低利子融資）の対象事業であり、応募者は当該融資を利用することを前提として提案することは可能であるが、応募者は自らのリスクでその活用を行うこととし、大

学は同行からの調達可否による条件変更は行わない。

なお、当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしているので、この点に留意して、提案を行うこと。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、応募者が直接同行に問い合わせを行うこと。

## 8 . その他

### ( 1 ) 事業の終了

大学は、選定事業者に対して、180 日以上前に通知を行うことにより、他に特段の理由を有することなく本契約を解除することができる。この場合、大学は、選定事業者に対して、当該解除により選定事業者が被った一切の損害を速やかに賠償する。

### ( 2 ) 情報の提供

本件募集要項に定めることのほか、応募の実施に当たって必要な事項が生じた場合には文部科学省及び大学のホームページに掲載する。

### ( 3 ) 事業契約に違反した場合等の取扱い

事業契約締結後、契約に違反し、又は優先交渉権者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、ないしは公募等大学の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者については、当該事実が判明した時から最長 2 年間、文部科学省が実施する入札等への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

### ( 4 ) 特定事業の選定の取消し

応募者がいない場合又は応募者全員の提案内容が要求水準を満たしていない場合、大学は特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

### ( 5 ) 苦情申立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関し「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成 7 年 12 月 14 日付け政府調達苦情処理推進本部決定)により、政府調達苦情検討委員会(連絡先:内閣府政府調達苦情処理対策室、電話 03-3581-0384 (直通))に対して苦情を申立てることができる。

## 9. 提出書類

### (1) 参加資格確認申請時の提出書類

参加資格確認申請書等は、1部提出すること。なお、各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

参加資格確認申請書（様式3）

グループ構成員表（様式4）

委任状（様式5）

事業実施体制（様式6）

平成14・15年度設計・コンサルティング業務に係る有資格者として登録されている者であることを証する書類の写し（設計及び工事監理に当たる者）

一般競争参加者の資格を有し、募集要項に規定する各工事において、一般競争参加者の資格第1章第4条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記2の点数）が募集要項に規定する点以上であることを証する書類（建設に当たる者）

文部科学省競争参加資格（全省庁統一規格）において、平成15年度に近畿地域の「役務の提供等」のA、B、又はC等級に格付けされている者であることを証する書類（維持管理に当たる者）

設計実績（様式7）

設計業務に関する専任配置等確認書（様式8）

工事監理実績（様式9）

工事監理業務に関する専任配置等確認書（様式10）

建築工事の施工実績（様式11）

建設業務に関する専任配置等確認書（様式12）

維持管理業務に関する資格等確認書（様式13）

運営実績（様式14）

運営業務に関する資格等確認書（様式15）

### (2) 参加辞退時の提出書類

参加辞退届（様式16）

### (3) 提案書類提出時の提出書類

入札時に提出する入札提出書類は、以下のとおりである。書類を提出するときには、～の各提案書に所定の表紙をつけ、それぞれ1分冊とし、<>に掲げる部数及び電子データ(MO)を提出すること。

提案書類の提出届（様式17）<1部>

要求水準書に関する確認書（様式18）<1部>

事業計画に係る提案書<20部>

・事業計画提案書[表紙](様式19)

・事業の遂行に関する提案（様式20）

- ・事業スケジュール(様式21)
- ・リスク対応に関する提案(様式22)
- 施設整備計画に係る提案書<20部>
- ・施設整備計画提案書[表紙](様式23)
- ・施設計画に関する提案(様式24)
- ・デザイン性に関する提案(様式25)
- ・環境保全性に関する提案(様式26)
- ・安全性に関する提案(様式27)
- ・機能性・快適性に関する提案(様式28)
- ・経済性に関する提案(様式29)
- ・施工計画に関する提案(様式30)
- 施設整備計画に係る提案書 図面集<20部>
- ・施設整備計画提案書 図面集[表紙](様式31)
- ・計画概要(様式32)
- ・配置計画(1/300)(様式33)
- ・各階平面図(1/300)(様式34)
- ・立面図(1/300)(様式35)
- ・断面図(1/300)(様式36)
- ・外溝・緑地計画(1/300)(様式37)
- ・外観透視図(1)(鳥瞰図)(様式38)
- ・外観透視図(2)(本院正面玄関方向から目線レベル)(様式39)
- ・外観透視図(3)(本施設入口から目線レベル)(様式40)
- ・日影図(様式41)
- ・面積表(様式42)
- ・仕上表(様式43)
- 維持管理計画に係る提案書<20部>
- ・維持管理計画提案書[表紙](様式44)
- ・保守管理業務(建築・設備)に関する提案(様式45)
- ・清掃業務に関する提案(様式46)
- ・長期修繕計画に関する提案(様式47)
- 運営計画に係る提案書<20部>
- ・運営計画提案書[表紙](様式48)
- ・駐車整理・利用者対応に関する提案(様式49)
- ・料金設定に関する提案(様式50)
- ・安全管理に関する提案(様式51)
- ・その他のサービス提供に関する提案(様式52)
- 資金調達・事業収支に係る提案書<20部>
- ・資金調達・事業収支計画提案書[表紙](様式53)
- ・資金調達の考え方(様式54)
- ・資金調達明細書(様式55)

- ・施設整備費内訳書（様式 5 6 ）
- ・維持管理費・運営費内訳書（様式 5 7 ）
- ・収入に関する説明（様式 5 8 ）
- ・事業収支計画（様式 5 9 ）
- ・事業の安定化の考え方（様式 6 0 ）
- ・リスク対応の考え方（様式 6 1 ）

## 10 . 付屬資料

- 資料1 要求水準書
- 資料2 事業者選定基準
- 資料3 事業契約書(案)
- 資料4 基本協定書(案)
- 資料5 様式集